

## J&T環境株式会社 と“大規模災害発生時に備えた取組”を開始します！

### 「災害廃棄物処理の円滑化に関する協定」を締結

横浜市では、大規模災害発生時に備え、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」を締結し、災害廃棄物の迅速な処理に向けた連携体制を構築しています。この協定のもと、令和元年の台風15号により金沢区福浦・幸浦地区で発生した風水害被害においては、同協会に御協力いただき、円滑な災害廃棄物の処理が進められました。

このたび、同協会との協定に加え、その協会員であるJ&T環境株式会社と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の円滑化に関する協定」(別紙参照)を締結し、事前準備の取組を開始します。被災地復興事業に携わった同社と被災地派遣の経験がある横浜市職員との間で知見を共有し、大規模災害発生時を想定した検討や訓練等を協力して実施することで、有事における早期の復旧・復興につなげていきます。

#### 1 締結日

令和4年6月23日(木)

#### 2 協定に基づく取組(予定)

災害廃棄物の仮置場を運営する状況を想定し、次の事項を実施予定です。

- ・用地の設定から、必要となる資機材や人員とそのレイアウト等までを検討
- ・仮置場の運営で生じる課題を想定し、その課題に対応するための訓練を実施



左：露口 哲男 社長 右：金澤 貞幸 資源循環局長

### J & T 環境株式会社

本社所在地：横浜市鶴見区弁天町3番地1

主な事業内容：産業廃棄物処分業  
特別管理産業廃棄物処分業

同社では、廃棄物処理業者として培ったノウハウを生かし、東日本大震災や広島県福山市、千葉県館山市等における被災地復興事業で仮置場の運営等を担っています。



協定締結に先行し、昨年11月にJ&T環境株式会社が実施した仮置場の運営訓練に横浜市職員も参加

お問合せ先

資源循環局産業廃棄物対策課長 大島 貴至 Tel 045-671-2526

## 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の円滑化に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）とJ&T環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時において発生した災害廃棄物の処理を円滑に実施するための協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、横浜市内で地震等大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における災害廃棄物の処理の円滑化のため、平時から甲、乙間で情報共有を図り、迅速かつ、効果的な災害活動が実施できる体制を確保し、被害の軽減を図ることを目的とする。

なお、乙は必要に応じて、乙が指名する提携会社と協力して本協定の実施に当たるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地震等大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- （2）災害廃棄物 地震等大規模災害により家庭等から発生する生活ごみ、倒壊、焼失等した家屋及び建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等解体廃棄物をいう。ただし、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く。

### （平時の活動）

第3条 甲、乙は、処理の円滑な実施のため、次の各号に関する検討事項を事前に共有し、具体的な検討を行う。なお、本協定書に定める事項を実施するために要する費用の負担は、着手前に甲、乙で協議して決めるものとする。

- （1）過去の経験・実績に基づいた災害廃棄物処理に関する実務・処理技術について
- （2）想定される災害及び被害について
- （3）各仮置場の選定や運営・管理について
- （4）災害廃棄物の収集・運搬について
- （5）防災訓練及び防災活動について
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要と認めた事項

2 この協定に関する窓口は、甲にあっては資源循環局産業廃棄物対策課、乙にあっては災害対策プロジェクトチームとする。

(大規模災害時の活動)

第4条 大規模災害時には、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会と締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」に基づき、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方に関する機密を第三者に提供してはならない。

2 前項の規定は、この協定が失効した後においても、なお効力を有する。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し、定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から発効し、その有効期間は令和5年3月31日までとする。ただし、甲、乙のいずれからでも、期間の満了の1か月前までに書面による解約の申出がないときは、本協定の有効期間を1年間延長し、以降も同様とする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年6月23日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市  
横浜市長 山中 竹春

乙 横浜市鶴見区弁天町3番地1  
J & T環境株式会社  
代表 露口 哲男